

仕 様 書（定期健康診断 鼻鏡・耳鏡賃貸借）

1 件 名

令和8年度定期健康診断に係る耳鼻科検診用鼻鏡・耳鏡の賃貸借（単価契約）

2 業務内容

賃借人（以下「発注者」という。）が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき実施する定期健康診断において、賃貸人（以下「受注者」という。）は耳鼻科検診用鼻鏡（以下「鼻鏡」という。）、耳鼻科検診用耳鏡（以下「耳鏡」という。）を発注者の使用に供するとともに、発注者に対し適切な操作方法を指導する。その際、受注者は鼻鏡・耳鏡が常時正常な状態で使用し得るよう衛生管理を行い、当該鼻鏡・耳鏡を円滑に供給する。

3 実施期間

契約締結の日から令和8年10月31日まで

4 仕様

鼻鏡：マタノ式鼻鏡（舌圧子付き）

耳鏡：朝顔型耳鏡（幼稚園と小学校1年生と特別支援学校小学部1年生は全て小サイズ。小学校2～6年生・中学校・高等学校、中等教育学校、特別支援学校小学部2～6年生・中学部・高等部は全て中サイズ。）

5 日程、供給場所及び供給数（使用予定本数）

- (1) 別紙「定期健康診断耳鼻科検診実施表」・「広島市立学校等一覧」のとおり。
- (2) 鼻鏡・耳鏡の必要数が増えた場合、あるいは耳鼻科検診日が変更となった場合は、発注者は速やかに受注者に連絡し、受注者は鼻鏡・耳鏡の供給数や配送日の変更に対応すること。

6 実施方法

(1) 供給及び回収

ア 耳鼻科検診の当日の午前中（8：30～12：00）までに各園・学校に配送すること。ただし、耳鼻科検診が午前中に行われる場合は、前日までに配送することとし、その前日が学校休業日の場合は、その直前の学校課業日とする。各園・学校の耳鼻科検診の実施日は、別紙「定期健康診断耳鼻科検診実施表」のとおり。

イ 鼻鏡・耳鏡は、高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）により121℃以上で15分間以上の滅菌を行い、供給に当たっては滅菌バッグに入れること。

また、以下の付属品をつけて供給すること。

- ・手袋 鼻鏡130本につき1セット（2枚）

※ 手袋は、塩化ビニル製プラスチック手袋、ニトリルゴム製手袋などの伸縮性のあるラテックスフリーのディスポ手袋とする。ポリエチレン手袋のような伸縮性のない手袋は不可とする。

・ シーツ

45cm×65cm程度の大きさとし、鼻鏡130本につき1枚

・ 鼻鏡・耳鏡の回収用袋又は容器

使用済みの鼻鏡・耳鏡をそのまま入れて封入することができる形状とする。

ウ 配送時には、各園・学校において立会担当者に供給数の確認を受けた上で納入すること。

エ 回収は原則耳鼻科検診実施日の当日(16:45まで)を含め3日以内に行うこと。ただし、翌日が土・日・休日及び振替による休業日の場合はその日を含まないものとする。

オ 回収時には、各園・学校において立会担当者に供給数及び返却数の確認を受けた上で回収すること。なお、各園・学校では耳鼻科検診終了後、使用済みの鼻鏡・耳鏡を袋又は容器に入れて返却する(各学校において洗浄又は消毒は行わない)。

カ 回収時に、各園・学校から、鼻鏡・耳鏡の使用本数等を記載した報告書を受領すること。

7 衛生管理

受注者は、配送中に鼻鏡・耳鏡が汚染されることのないよう、衛生管理を厳重に行うこと。

8 指導及び助言

受注者は、発注者が鼻鏡・耳鏡を使用するために必要な指導及び助言を適宜行うこと。

9 完了報告書

受注者は、発注者に対し、各園・学校の鼻鏡・耳鏡の配送本数を記載した配送完了届を提出すること。

10 その他

上記に記載のない事項については、発注者・受注者の協議により決定する。